

## 介護保険による住宅改修費の支給制度の概要

### 1) 支給対象者

介護保険の被保険者で要介護、要支援の認定を受けている方

### 2) 支給対象となる改修の種類

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### 3) 支給額及び支給限度基準額

実際にその住宅改修に要した費用の9割相当額（1割は自己負担）  
熊本市の支給限度基準額は20万円（支給額は18万円）

### 4) 支給の方法

#### 【償還払い方式】

一旦、改修事業者が費用の全額を支払った後に9割相当額の給付を受ける方式

#### 【委任払い方式】

改修事業者が費用の自己負担分（1割相当額）を支払った後に9割相当額を直接事業者へ給付する方式

※いずれの場合も事後申請提出、承認の翌月最終平日に口座振込みによる給付

### 5) 支給限度額がリセットされる例外

- ①過去において最初に住宅改修の支給を受けた工事の着工日と比較して要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」が3段階以上高くなった場合

※この場合、一回に限りリセットされ改めて支給限度基準額（20万円）までの支給を受けることができる

- ②過去に住宅改修の支給を受けた住宅から転居した場合

## 6) 申請方法

事前と事後の二度申請が必要で各区役所福祉課の窓口にて申請

### 【事前申請必要書類】

必要書類	内 容
(申請書) 居宅介護（介護予防）住宅 改修費支給申請書（様式2）	入退院の有無、居宅介護（介護予防）支援事業者、施工業者 及び費用の記載された申請書
委任状（申請書内） ※委任払いの場合	申請者が事業者に対して委任払いの手続き、給付の受け取り 等を委任したもの
理由書	本市の指定する有資格者が作成した住宅改修が必要な理由 を記載したもの
内訳書	費用の明細を記した見積書
写真	工事箇所の状態を確認できる写真で、撮影した日付の焼付け 又は日付の記載のある表示板と共に撮影されたもの
図面	平面、立面、断面図等工事の内容が詳細に判る図面
資料	カタログ、仕様書等の定価、仕様、寸法を確認できる資料の 写し
承諾書	住宅の所有者が本人でない場合、所有者が改修工事を承諾し た書面
その他	その他、審査の上で必要な書類を要求することがあります。

### 【事後申請必要書類】

必要書類	内 容
領収証	改修費用の領収証（原本）
写真	工事内容が全て確認できるように撮影されたもので、撮影し た日付の焼付け又は日付の記載のある表示板と共に撮影さ れたもの
(請求書) 居宅介護（介護予防）住宅 改修費請求書（様式3）	償還払いの場合、本人から本市に宛てた費用の支給相当額の 請求書 委任払いの場合、委任を受けた改修事業者から本市に宛てた 費用の支給相当額の請求書
完了確認届出書 (請求書内)	申請者及び担当居宅介護支援専門員等が工事完了を確認し て記名捺印したもの（申請時と同じ押印）
その他	その他、検査の上で必要な書類を要求することがあります。